⑹　開札の日時及び場所　令和２年５月21日11時40分　北海道開発局事業振興部機械課
⑺　開発機械第30号の３⑺に同じ。
4　その他
⑴　開発機械第30号の４⑴に同じ。
⑵　開発機械第30号の４⑵に同じ。
⑶　開発機械第30号の４⑶に同じ。
⑷　開発機械第30号の４⑷に同じ。
⑸　開発機械第30号の４⑸に同じ。
⑹　落札者の決定方法　予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低価格をもって入札した者を落札者とすることがある。
⑺　開発機械第30号の４⑺に同じ。
⑻　開発機械第30号の４⑻に同じ。
⑼　開発機械第30号の４⑼に同じ。
5　Summary
⑴　The same with the notice above (No. 30)
⑵　Classification of the products to be procured : 14
⑶　Nature and quantity of the products to be purchased : 1 set of Muriyama Rain／Snow Radar System Equipment
⑷　Delivery period : 15 March 2021
⑸　The same with the notice above (No. 30)
⑹　Qualification for participating in the tendering procedures : Suppliers eligible for participating in the proposed tender are those who shall :
①　The same with the notice above (No. 30)
②　The same with the notice above (No. 30)
③　have proven to have actually Production or Installation or Construction the products concerned of the products with performance similar to that of the products concerned
④　The same with the notice above (No. 30 ⑤)
⑤　The same with the notice above (No. 30 ⑥)
⑺　Time limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification : 12 : 00 p.m. 15 April 2020
⑻　Time limit for tender : 12 : 00 p.m. 20 May 2020
⑼　The same with the notice above (No. 30)

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。本案件は、競争参加資格確認のための証明書等（以下、「証明書等」という。）の提出、入札を電子調達システム（ＧＥＰＳ）で行う対象案件です。
なお、本入札に係る落札及び契約締結は、当該調達に係る令和２年度本予算が成立し、予算示達がなされることを条件とするものです。
令和２年３月16日
支出負担行為担当官
関東地方整備局長　石原　康弘
◎調達機関番号　020　◎所在地番号　11
1　調達内容
⑴　品目分類番号　17
⑵　調達件名及び数量
①排水ポンプ車３台購入　一式（電子調達システム対象案件）
②照明車16台購入　一式（電子調達システム対象案件）
③対策本部車５台購入　一式（電子調達システム対象案件）
④待機支援車６台購入　一式（電子調達システム対象案件）
⑤側溝清掃車８台交換購入　一式（電子調達システム対象案件）
⑥排水管清掃車５台交換購入　一式（電子調達システム対象案件）
⑶　調達件名の特質等　入札説明書による
⑷　履行期限　①～⑥令和３年２月26日まで
⑸　納入・引渡場所　①利根川上流河川事務所外１箇所　②利根川上流河川事務所外９箇所　③、④利根川上流河川事務所外４箇所　⑤相武国道事務所外６箇所　⑥東京国道事務所外４箇所
⑹　入札方法　①～④落札決定に当たっては、国が購入する物品の金額、課税対象となる輸送費等諸経費及び自動車リサイクル料金（資金管理料金）、自動車重量税、自動車損害賠償責任保険料、自動車リサイクル料金（非課税分）の総価を落札金額とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、国が購入する物品の金額、輸送費等諸経費及び自動車リサイクル料金（資金管理料金）を加算した金額と当該金額の100分の10に相当する額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。）、自動車重量税、自動車損害賠償責任保険料、自動車リサイクル料金（非課税分）を加算した総価を入札書に記載すること。
⑤、⑥落札決定に当たっては、国が引き渡す物品と国が購入する物品の差額、課税対象となる輸送費等諸経費及び自動車リサイクル料金（資金管理料金）、自動車重量税、自動車損害賠償責任保険料、自動車リサイクル料金（非課税分）の総価を落札金額とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、国が引き渡す物品と国が購入する物品の差額、輸送費等諸経費及び自動車リサイクル料金（資金管理料金）を加算した金額と当該金額の100分の10に相当する額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。）、自動車重量税、自動車損害賠償責任保険料、自動車リサイクル料金（非課税分）を加算した総価を入札書に記載すること。引き渡す物品が既にリサイクル料金納付済みの場合、譲渡する日をもって、国は当該自動車の最終所有者ではなくなるため、預託済みのリサイクル料金等相当額を別途発行する納入告知書により、所定の期限までに納付すること。なお、納付する預託済みのリサイクル料金等相当額は入札書の総価に含まない。
①～⑥原則として、当該入札の執行において入札執行回数は２回を限度とする。なお、当該入札回数までに落札者が決定しない場合は、予算決算及び会計令第99条の２の規定に基づく随意契約（以下「不落随契」という。）に移行する場合がある。その場合は以下のとおりとする。
１）不落随契に伴う見積依頼は、２回目の入札を行った者に対して行うものとする。
２）見積書提出意思のある者は、見積書の提出を行うこと。
３）見積書提出意思のない者は、辞退届を必ず提出すること。
なお、紙入札方式による入札者は、開札場より退出すること。
４）何ら意思表示のない者は、見積書提出意思のない者とみなす。
⑺　電子調達システム（ＧＥＰＳ）の利用
１）電子調達システムによる入札参加を希望する場合は、電子認証（ＩＣカード）を取得していること。
２）電子調達システムによりがたい場合は、証明書等とともに紙入札方式参加願を提出すること。
2　競争参加資格
⑴　予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
⑵　令和01・02・03年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「物品の販売」のＡ、Ｂ、Ｃ又はＤ等級に格付けされた関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。
なお、「競争参加者の資格に関する公示」（平成30年11月26日付官報）に記載されている時期及び場所で競争参加資格の申請を受け付ける。
⑶　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（競争参加資格に関する公示に基づき②の競争参加資格を継続する為に必要な手続きをおこなった者を除く。）でないこと。
⑷　証明書等の提出期限の日から開札の時までの期間に、関東地方整備局長から指名停止を受けていないこと。